



# 第1章

計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

由布市は、由布岳、鶴見岳、黒岳など雄大な火山群の裾野に接し、城ヶ岳、花牟礼山など美しい山並みに囲まれ、水や緑や温泉といった、さまざまな自然の恵みを受けています。

山々を源とする河川からなる大分川水系は、豊かな水量によって農林水産業や発電等の各種産業用水、生活用水として人々の暮らしを支えてきました。日本名水百選の男池湧水群と、それを育む原生林、山下池・小田の池の湿原植生、そして由布川峡谷などは、豊かな水と緑がもたらした優れた自然環境と独特の自然景観を形成しています。また、火山の恩恵である温泉は、多くの交流者が訪れる由布院温泉・湯平温泉をはじめとして市内全域に広く分布し、観光、保養のみならず、日々の暮らしにも利用されています。

このような環境資源に恵まれた私たちの先人は、豊かな自然と結びついた暮らしをとおり、伝統芸能である神楽など、さまざまな歴史や文化を育んできました。

しかし、現代においては、私たちの日常生活や事業活動が環境への負荷となり、廃棄物の不法投棄や水質汚濁、開発による自然の減少など、さまざまな環境問題を引き起こしていることも事実です。

その一方で、かつては行なわれていた人の営みがなくなったことで、私たちにとって身近に感じていた里山や牧野などの環境が変化していることも懸念されています。

由布市民は、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、それを保全・再生・創造し、将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。特に、私たちの暮らしは、先人のたゆまぬ努力によって守られ、長い時間をかけて築き上げられてきた風土の恵沢によって支えられており、私たちもまたそれを守り、さらに発展させていかなければならないということを忘れてはなりません。

1. 創造：本計画では、人の知恵や努力で新たな施策や取り組みを行ない、よりよい環境を造り出すことを「創造」と呼びます。

である、計画策定の趣旨、  
境要素、計画の期間、計画の構成について説明します。

こうしたことから、由布市は、市民等<sup>2</sup>、事業者<sup>3</sup>、市そして交流者<sup>4</sup>がそれぞれの役割を自覚し、協働して取り組むことにより、持続可能な社会を実現させ、豊かで美しい環境を未来の子どもたちへ引き継ぐことを決意し、由布市環境基本条例<sup>5</sup>を平成25年3月に制定しました。

由布市環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)には、由布市の環境施策を進めていくための理念が掲げられています。今回策定した由布市環境基本計画は、環境基本条例の基本理念に基づいて、具体的にどのような施策を進めていくのかを示した行動計画となるものです。

由布市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するにあたっては、由布市の置かれた状況や特性を十分にふまえて、市民、事業者、学識経験者など多くの方々の参加のもと各施策を編んでいます。

由布市を流れる大分川水系<sup>6</sup>の水は、大分市の水源にもなっているため、上流域の自治体として水環境を健全にすることが重要です。また、由布市の里山としての農業や林業などの営みは、農産物や水資源といったさまざまな形で都市生活を支えています。

このように、私たちの暮らし、産業、経済は、由布市の豊かな環境を大切にしながら、その恵みを活用することで成り立っているとと言えます。

したがって、私たちは、環境への負荷をできるだけ減らしながら、暮らしや産業を営む必要があります。そのためには、豊かで美しい由布市の環境を未来のこどもたちへと引き継ぐために、市民等、事業者、市、そして交流者のそれぞれが主体的にかつ協働して環境づくりに取り組むことが重要です。こうした取り組みを続けていくことによって、由布市が住みよいまち、住みたくなるまちになり、定住人口の増加が期待されるとともに、交流者にも魅力あるまちになり、交流人口の増加にもつながるものと考えます。

2. 市民等：市民（由布市内に住所を有する人をいう。）並びに由布市内で働き、学び（由布市内外の学生が由布市内で学ぶ場合は市民等に当たる）及び市内においてまちづくり活動を行なう人又は団体のことを指します。
3. 事業者：由布市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体のことを指します。
4. 交流者：観光、保養、商用等で市内を訪れる人のことを指します。
5. 由布市環境基本条例：市民等、事業者、交流者、市が環境について果たすべき責務、環境の保全と創造を行なうに当たっての基本理念、基本方針、基本的施策などが示された条例です。
6. 大分川水系：大分川とそこに流れ込む河川や湖沼のことを指します。

## 2 計画の位置づけ・役割

環境基本計画は、由布市環境基本条例第9条に基づく計画で、環境の保全・再生・創造に関する施策の具体的な取り組み内容が書かれた計画書です。広範多岐にわたる環境施策を体系化し、施策相互の連携を図りつつ、中長期的な観点に立って計画的に実行するための計画です。

また、この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策編)<sup>7</sup>の内容を含んでいます。

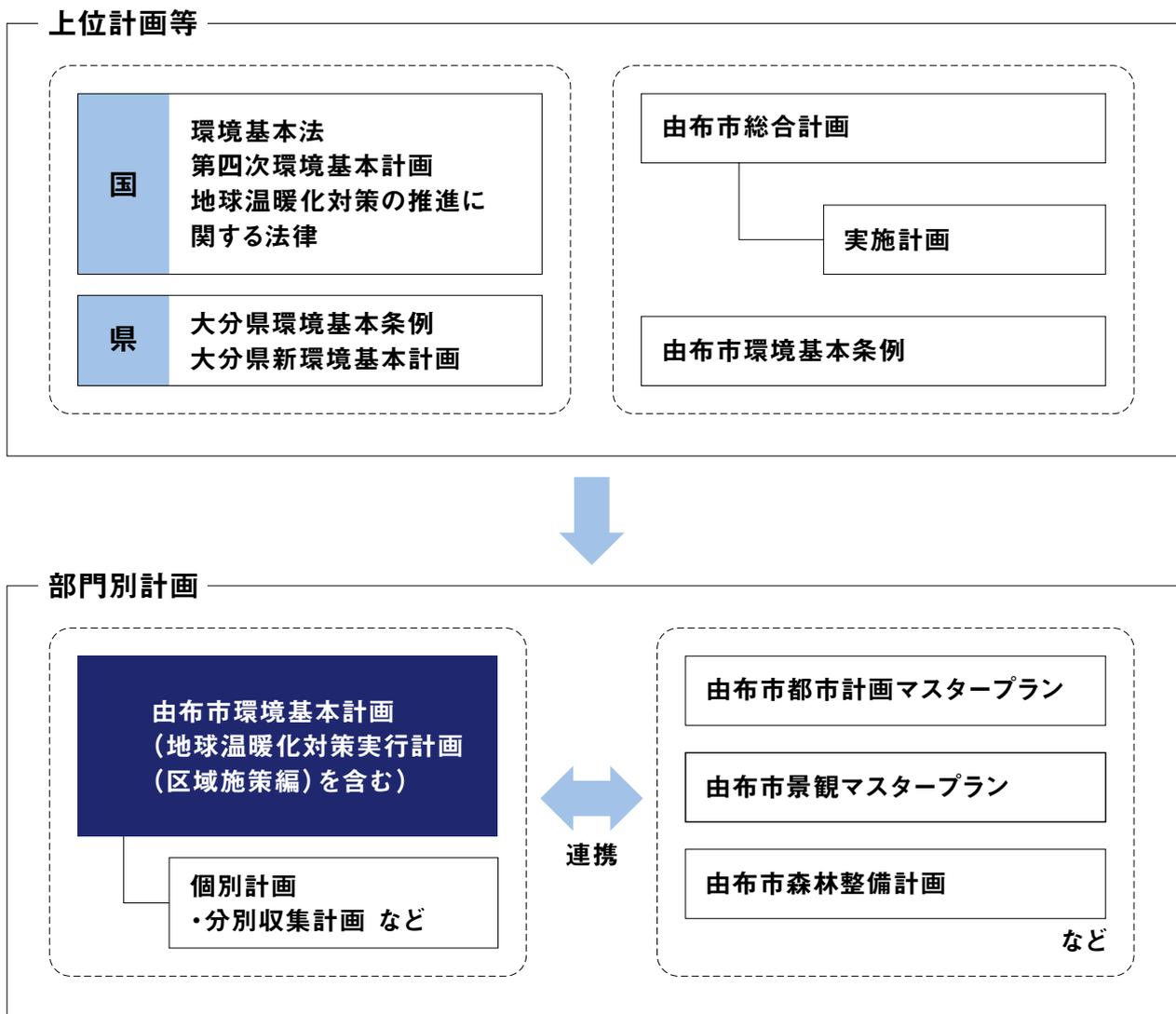


図1 計画の位置づけ

7. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編):地域の自然的社会的条件に応じて、地域に根差した温室効果ガス排出抑制を推進するための総合的な計画です。

### 3 計画の対象地域と主な環境要素

計画の対象地域は、由布市全域です。また、主な環境要素は次のとおりです。

表1 主な環境要素

	主な環境要素
川ゾーン（河川、湖沼、湧水）	水量、水質、生態系、景観
森・里山・牧野ゾーン	林業、生態系、景観、防災、水源涵養
農地ゾーン	農業、生態系、景観
暮らしのゾーン	公害、景観、緑
共通	地域資源、歴史・文化、環境教育・学習、 廃棄物・リサイクル、エネルギー

### 4 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、計画の進捗状況や市民ニーズの変化、社会情勢や国内外の環境に関する変化などに対応するため、必要に応じて計画を見直します。

## 5 計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

### 第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ・役割
3. 計画の対象地域と主な環境要素
4. 計画の期間
5. 計画の構成

### 第2章 由布市の概況

1. 由布市の概要
2. 環境の現況

### 第3章 由布市が目指す環境像と環境目標(プロジェクト)

1. 基本理念
2. 環境像
3. 環境目標(プロジェクト)
4. 各主体(市民等、事業者、交流者、市)の役割

### 第4章 目標達成に向けた具体的な取り組み

1. 施策体系
2. 具体的な取り組み
  - 1 大分川水系の水を清らかにし、水辺を守り、親しまう【川ゾーン】
  - 2 多様な機能を持つ、森、里山、牧野の風景を守り、育てよう【森・里山・牧野ゾーン】
  - 3 食や生き物を支える農地とその風景を守り、育てよう【農地ゾーン】
  - 4 快適で環境負荷の少ない暮らしを創造しよう【暮らしのゾーン】
  - 5 由布市のお宝を発見し、守り、育てよう【共通】
  - 6 これからの環境のことを考えよう【共通】
  - 7 限りある資源やエネルギーをもったいない精神で、かしこく使おう【共通】
3. 横断的な取り組み

### 第5章 計画の推進

1. 推進体制
2. 進行管理
3. 財政上の措置

図2 計画の構成